

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設（下水道事業）		
事業開始年月日	平成5年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	蘭越町	職員数※（H19. 4. 1現在）	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	433円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	1,204
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数※	0.193
資金不足比率（%）		実質公債費比率※（%）	17.4
		経常収支比率※（%）	82.8

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	蘭越町長 宮谷内 留雄
既存計画との関係	蘭越町行財政集中改革プラン(H17～H21)
公表の方法等	広報らんこし、蘭越町ホームページ、3月定例議会で説明
基本方針	地方公営企業を取り巻く環境は、地方分権や行財政改革の推進など、近年大きく変化している。こうした状況の中、経営の効率化・健全化の推進を図りながら、公的なサービスの維持・住民福祉の向上に努めるため事務事業の見直しを絶えず行っていかなければならない。そうした時代の変化に柔軟に対応しつつ、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組み、経営の健全化に向け、計画を推進していく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	56	38		94
	補償金免除額	9	10		19
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	24	9		32

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	56,526	37,816		94,342
合 計 (A)		56,526	37,816		94,342
※上記のうち (一般会計負担分 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		56,526	37,816		94,342

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (一般会計負担分 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	22,937	7,994		30,931
合 計 (A)		22,937	7,994		30,931
※上記のうち (一般会計負担分 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		22,937	7,994		30,931

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>蘭越町の農業集落排水は、汚水処理、トイレの水洗化など住民生活の向上を図ること及び河川や流域農地の保全を目的に平成5年度より供用している。下水道事業は多額の建設費用を要することから、長期にわたる計画的な事業の運営が不可欠となる。しかしながら、昨今の経済情勢や行財政改革の推進により建設当初の計画の見直しが迫られることになった。当町においては、集中改革プランを策定し広く町民に周知しているところであるが、このプランを踏まえ、料金の見直しの検討、退職者の不補充や事務事業の見直しなど経費の削減に向け取り組んでいる。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金水準の適正化</p> <p>受益者負担の原則から、料金水準の適正化、見直しを検討し、一般会計からの繰入金に努める。</p>
	<p>課題 ② 起債発行の抑制</p> <p>地方債の発行は必要最小限のものとし、残高の減少に努める。当面は、資本費平準化債の借入れは行っていくが、投資的経費に係る新たな起債の発行は最小限のものとする。</p>
	<p>課題 ③ 事務事業の効率化</p> <p>最小の経費で最大の効果を上げるよう経営改善の徹底を図り、職員1人当たりの営業収益を高めるよう、事務事業の効率化、経費縮小に努める。</p>
	<p>課題 ④ 給与水準の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者の不補充により、人員の合理化、適正配置に努める。 ・給与については、独自削減を早期から進めており、今後も削減を継続する見込みである。
	<p>課題 ⑤ 加入率の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道の普及率を向上させ、使用料収入の増加を目指す。 ・加入率の増加するよう努め、使用料回収率の増加を図る。
留意事項	<p>職員の意識改革、仕事の手法などの自己改革が図れるよう経営品質の向上に取り組む。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

年 度		平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	107	119	113	82	91	102	97	94	91	91
	(1) 営 業 収 益 (B)	25	26	28	28	28	28	28	28	28	28
	ア 料 金 収 入	25	26	28	28	28	28	28	28	28	28
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他										
	(2) 営 業 外 収 益	82	93	85	54	63	74	69	66	63	63
	ア 他 会 計 繰 入 金	82	93	85	54	63	74	69	66	63	63
	イ そ の 他										
	2 総 費 用 (D)	88	103	103	119	113	100	95	92	90	89
	(1) 営 業 費 用	47	63	64	82	78	66	63	63	64	64
	ア 職 員 給 与 費	10	10	11	27	16	8	8	8	6	6
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	37	53	53	55	62	58	55	55	58	58
	(2) 営 業 外 費 用	41	40	39	37	35	34	32	29	26	25
ア 支 払 利 息	41	40	39	37	35	34	32	29	26	25	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	19	16	10	-37	-22	2	2	2	1	2	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	467	181	94	103	118	113	109	129	78	79
	(1) 地 方 債	154	27	9	26	45	71	75	94	40	40
	(2) 他 会 計 補 助 金	35	40	39	44	40	30	32	33	36	37
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	228	80	16	2	18	10				
	(6) 工 事 負 担 金										
	(7) そ の 他	50	34	30	31	15	2	2	2	2	2
	2 資 本 的 支 出 (G)	492	144	99	64	97	115	110	130	78	80
	(1) 建 設 改 良 費	387	83	37		35	20	1	1	1	1
	ウ ち 職 員 給 与 費	20	19	18							
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	55	58	61	64	62	95	109	129	77	79
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		1								
(5) そ の 他	50	2	1								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 25	37	△ 5	39	21	△ 2	△ 1	△ 1	0	△ 1	

(単位:百万円, %)

年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-6	53	5	2	-1	0	1	1	1	1
積 立 金 (K)		49	9	2		1	1	1	1	1
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	12	6	10	6	6	5				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	6	10	6	6	5	4	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支 黒 字 (P)	6	10	6	6	5	4	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	74.8	73.9	68.9	44.8	52.0	52.3	47.5	42.5	54.5	54.2
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	25	26	28	28	28	28	28	28	28	28
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	1,342	1,311	1,259	1,221	1,204	1,180	1,146	1,110	1,073	1,034
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	1,342	1,311	1,259	1,221	1,204	1,180	1,146	1,110	1,073	1,034
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	82	93	85	54	63	74	69	66	63	63
うち基準内繰入金	5	5	5	4	63	74	69	66	63	63
うち基準外繰入金	77	88	80	50						
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	58	69	62	33						
資 本 的 収 支 分	35	40	39	44	40	30	32	33	36	37
うち基準内繰入金	17	17	11	12	8	6	6	6	3	1
うち基準外繰入金	18	23	28	32	32	24	26	27	33	36
うち赤字補てん的なもの	18	23	28	32	32	24	26	27	33	36

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	18.0	18.0	18.0	16.0	23.1	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	74.8	73.9	68.9	44.8	52.0	52.3	47.5	42.5	54.5	54.2	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	76.6	78.2	75.2	65.9	69.2	72.5	71.1	70.2	69.2	69.2
	うち基準内繰入金 (%)	6.1	5.4	5.9	7.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)	93.9	94.6	94.1	92.6						
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	75.3	78.4	77.5	66.0						
	資本的収入分 (%)	7.5	22.1	41.5	42.7	33.9	26.5	29.4	25.6	46.2	46.8
	うち基準内繰入金 (%)	48.6	42.5	28.2	27.3	20.0	20.0	18.8	18.2	8.3	2.7
	うち基準外繰入金 (%)	51.4	57.5	71.8	72.7	80.0	80.0	81.3	81.8	91.7	97.3
	うち赤字補てん的なもの (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・負担の公平性の観点から滞納整理の一層の強化に努め、料金収入の確保に努める。 ・下水道の加入率を向上させ、収入の増加を図る。 ・受益者負担の適正化を図るため、使用料の見直し等を含め検討する。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上償還の効果により繰入額が減額となる。 ・経営改善や経費の削減に取り組むとともに、使用料の滞納解消強化を図り、自主財源を確保し、繰入金の抑制に努める。 ・資本費平準化債の借入により一般会計からの繰入金の減。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・H18～19年に行っている機能強化事業が終了し、資本的支出が抑えられる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>集中改革プランにおいては、退職者3名に対し採用者1名とし、職員数の純減を行っている。平成15・16年度は新規採用を見送っており、1名の減となっている。これに伴い平成17年度全会計における職員数は143名で計画最終年の平成22年度には120名の職員数を見込んでおりプラン達成が見込まれる。また、農業集落排水事業特別会計としても平成15年・16年は新規採用を見送っており現在1名の職員で対応している。</p> <p>職員数の純減とともに総人件費の抑制を図るため、給与の独自削減を早期から進めてきた。職員給においては、平成15・16年度に定期昇給を凍結し、平成17年度からは一律4.5%の削減を行っている。職員手当においては、月額給料の削減分を手当に反映させることとするほか、時間外勤務手当の上限の引下げ、期末勤勉手当の役職加算の廃止、期末手当の支給率の削減等を行っている。</p> <p>平成17年度から給料月額を4.5%削減しているが、平成18年度からの国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しにおいては、国の給料表に準拠しながらも、号俸の切替による減額補償は行わず、また号俸の切替において引下げ率が4.5%に満たない場合にあっては4.5%の減額率で支給している。なお、本町では、地域手当を支給していない。</p> <p>技能労務職の総人件費を抑制するため、平成17年度から退職補充を最小限に止めながら、現業部門における直営の規模を縮小している。技能労職の採用・退職者数の状況については、毎年7月の町広報誌の別冊、及び町ホームページの中で公表し、住民の理解を求めている。</p> <p>行政改革による職員定数の削減の観点から、勧奨退職を勧めるに当たっての環境整備のために特例的に退職時特別昇給を実施しているが、平成21年3月までに廃止する。</p> <p>市町村共済組合については各会計で負担している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>・検針業務については、委託によりコストの縮減が図られている。</p> <p>・事業の執行については、必要最小限のものとし、物件費の抑制に努める。</p> <p>・修繕料など、必要最小限のものとし、経費の削減に努める。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準の見直しを検討するとともに、滞納額の減少に努める。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直しを絶えず行い、財務状況を広く町民へ周知するとともに、町HPなどでの公開を進める。 事務事業の評価についても試行的に行っているが、今後は、これらの評価手法の精度を高め、評価の成果を幅広く活かすとともに、住民等に公表できるよう努めていく。
5 その他	

- 注 1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数については、すでに最少人数で実施しているため、これ以上の削減は見込めない。 ・町独自の給与削減により、国や他町村と比較しても抑制されており今後もこの水準を維持していく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の減少により、処理区域内の人口増加は見込めないが、水洗化率が上昇していることから、更なる普及を見込んでいる。 ・汚水処理等の更なる経費の削減に努め、汚水処理原価の減少、使用料回収率の増加を図る。 ・H20年には、農業集落排水事業（機能強化事業）の終了により、経費の縮小が見込まれる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に対し計画5年次における繰出金自体は落ちるよう努力はしているが、償還元金の上昇、資本費平準化債の償還の理由により資本的収支としては基準外繰入金が増加する結果となる。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の改正については、検討していかなければならないが、現段階では、据え置きとしている。使用料の増加が望めないことから、事務事業の見直し、職員の意識改革を含めた徹底的な営業努力により経費の削減に努め、経営の安定化を進める。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。
--

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

(単位:千円)

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	2,749	3,104	3,094	3,048	2,951		2,916	2,881	2,846	2,811	2,776		
	A 増減	4	355	-10	-46	-97		-35	-35	-35	-35	-35		
	水洗便所設置済人口(人)	2,296	2,505	2,599	2,625	2,667		2,645	2,625	2,605	2,574	2,543		
	B 増減	253	209	94	26	42		-22	-20	-20	-31	-31		
	水洗化率(%)	83.5	80.7	84.0	86.1	90.4		90.7	91.1	91.5	91.6	91.6		
	C 増減	9.1	-2.8	3.3	2.1	4.3		0.3	0.4	0.4	0.0	0.0		
	有収水量(m³)	183,235	191,209	201,529	199,084	195,087		193,349	191,887	190,425	188,159	185,893		
	D 増減	3,235	7974	10320	-2445	-3997		-1,738	-1,462	-1,462	-2,266	-2,266		
	使用料単価(円/m³)	136	136	139	141	144		145	146	147	149	151		
	E 増減	-2	0	3	2	3		1	1	1	2	2		
料金改定率(%)														
(料金改定実施年度に記載)	F 増減													
③ 収納率(%)	G 増減													
④ その他()	H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	8,422	8,891	9,399	9,369	13,963		27,900	27,900	27,900	27,900	27,900		
	増減	101	469	507	-29	4,593		13,938	0	0	0	0		
	職員数(人)	3	3	3	3	2		1	1	1	1	1		
	増減													
	管理運営費(千円)	144,155	161,442	163,143	182,759	174,695		164,000	166,000	166,000	166,000	167,000		
	I 増減	-3595	-17,287	-1,701	-19,616	8,064		10,695	8,695	8,695	8,695	7,695	44,475	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	J 増減	52	52	53	60	59		56	58	58	59	60	
	汚水処理原価(円/m³)	764	769	773	883	618		624	628	633	641	649		
	(汚水処理経費/有収水量)	K 増減	-6	-6	-4	-110	265		-6	-5	-5	-8	-8	
	汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	235	256	282	377	381		383	386	389	393	398		
(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	L 増減	15	-21	-26	-95	-5		-1	-3	-3	-5	-5		
⑥ その他()	M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	179	177	180	159	232		232	232	232	232	232			
増減	-3	-2	3	-20	73		0	0	0	0	0			
累積欠損金比率(%)	増減													
企業債現在高(百万円)	1,342	1,311	1,259	1,221	1,204		1,180	1,146	1,110	1,073	1,034			
増減	-98	-31	-52	-38	-17		-24	-34	-36	-37	-39			
収入の確保	使用料収入	25,228	26,453	28,105	28,050	27,877		27,900	27,900	27,900	27,900	27,900		
	改善額	363	1,225	1,652	-55	-173		3012	23	23	23	23	115	
	①有収水量の増加	363	1,225	1,652	-55	-173		3,012	23	23	23	23	115	
	②使用料の適正化													
	③収納率の向上													
④その他()														
改善額														
経営の効率化	管理運営費	144,155	161,442	163,143	182,759	174,695		164,000	166,000	166,000	166,000	167,000		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	29,508	28,446	29,725	26,791	16,223		8,864	8,860	8,860	6,000	6,000		
	改善額	-3595	-17,287	-1,701	-19,616	8,064		-34,135	10,695	8,695	8,695	7,695	44,475	
	⑤職員給与費の適正化	697	1,062	-1,279	2,934	10,568		13,982	7,359	7,363	10,223	10,223	42,531	
	維持管理費(上記以外)の適正化	-4,292	-18,349	-422	-22,550	-2,504		-48,117	3,336	1,332	1,332	-1,528	-2,528	1,944
	うち職員給与費中の退職手当													
	⑥(繰り上げ償還による効果)													
改善額													0	
計画前5年間改善額 合計								-31,123						
											改善額 合計	44,590		

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 使用料については、近隣町村と比較しても高い水準にあるため、据え置きとしました。
- 民間委託の取組状況 検針業務につきましては、委託により実施しています。
- その他に記載された項目に関する取組等 線上償還による効果額が8百万円見込めることにより、繰り入れ金の減少につながります。

(参考) 補償金免除額 19,000